

## 事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例 (平成29年発生分)

### ■車両系建設機械

#### 01. 墜落・転落

No.	発生月	発生時間	業種	災害の発生概要
1	12	10～11	その他の事業	被災者をホイール式トラクター・ショベルのバケットに乗せ、倉庫の外壁を張る作業を行っていた際に、同機械の運転者が同機械を後退、被災者がバランスを崩しバケットから墜落したところへ同機械を前進させたため、被災者の頭部をタイヤで轢いた。
2	9	8～9	土木工事業	被災者は一人で、トラフ（約54キロ）敷設の作業現場付近の法肩約1.7mのスペースでドラグ・ショベル（バケット容量0.024m <sup>3</sup> 、機体重量1.22t）を運転操作中、何らかの原因により約5m下に転落し、先に地面に墜落した被災者の上に対該ドラグ・ショベルが落下し下敷きになった。ドラグ・ショベルにはキャabinはなく、シートベルトも無いものである。
3	9	10～11	建築工事業	被災者は、トラックに載せていたドラグ・ショベル（移動式クレーン仕様）を、道板を使用し、降ろしていたところ、道板の片側が掛けていたトラックの荷台から外れ、運転していた被災者とともに転倒、ヘッドカード付近に頭部をはさまれた。
4	4	8～9	その他の建設業	ドラグ・ショベルが路肩を踏み外したため調整池に転落した。
5	2	16～17	土石採取業	被災者が車輛系建設機械（ドラグ・ショベル）で土堤の構築作業を行った後、ドラグ・ショベルを所定の場所に戻すため、高さ約10mの法面（勾配38度以上）を登坂したところ、ドラグ・ショベルごと転落した。
6	2	0～1	土木工事業	舗装工事現場にて、モルタルを用い道路下側面の腰壁の補修作業を行っていた。被災者がドラグ・ショベル（クレーン機能なし）を用いてモルタルの入った金属製の箱を吊り上げ、左に回転したところ遠心力が加わり路肩から川底へ転落し、被災者は運転席から投げ出され、川岸の岩に頭を打ち付けた。なお被災者はシートベルトを装着せず、ヘルメットもかぶっていなかった。
7	1	14～15	土木工事業	被災者が移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルを運転してローラーをつり上げようとしたところ、過荷重となり、同ローラーとともに、3m下の川底に落下し、ドラグ・ショベルの下敷きとなった。
8	10	14～15	土木工事業	橋梁下部工の鋼管杭（長さ10.15m、鋼管直径66cm）の建て込み作業において、道路上に設置したボーリングマシン（吊り上げ荷重50tのクローラクレーンを基礎工事用の車両系建設機械に転用したもの。）を用いて、鋼管杭を吊ってジブを倒そうとしたところ、同クレーンが傾き道路下6.7mの鋼管杭打ち箇所へ転落した。その際、鋼管杭打ち箇所には作業者が同ボーリングマシンの下敷きとなった。
9	5	10～11	土木工事業	建設現場内に駐車されていたタイヤローラーが作業の支障となったことから、当該ローラーを運転して移動させていた。移動予定の位置に達したものの、当該ローラーが停止せず、そのまま工事現場内を98.2m走行し、法肩から約30m下の法下へ、当該ローラーとともに、当該ローラーの運転席に搭乗していた被災者が転落した。
10	2	12～13	道路貨物運送業	コンバインドローラー（2.5t）をトラックの荷台上に乗せるため、当該ローラーを運転し移動させたところ、荷台上の左側に寄りすぎ、はみ出したため、バランスが保てず荷台左前方からローラーごと転落し、その下敷きとなった。
11	7	12～13	その他の建設業	河川護岸上で、被災者が、重機を用いて河川内の川藻の水揚げ作業をしていたところ、後退すべきところを前進し、護岸上から重機ごと河川内に転落した。

## ■車両系建設機械

## 02. 転倒

No	発生日	発生日時	業種	災害の発生概要
1	9	8～9	土木工事業	ドラグ・ショベル（以下、「重機」という）にて、残土置き場（高さ約10m）の整地作業中、重機のクローラの真下にある土砂が沈下して重機が傾いた際に、被災者が運転席から投げ出されるとともに重機が横転し、重機の下敷きとなった。（機体重量 13.8t）

## ■車両系建設機械

## 04. 飛来・落下

No	発生日	発生日時	業種	災害の発生概要
1	10	6～7	土石採取業	岩の小割作業に使用していたブレーカーの履帯が外れたため、ドラグ・ショベルにて履帯を運搬しようと、バケットに履帯を掛けて走行していたところ、歩行中の被災者がバケットに近づいてきたのに気付かず、走行を停止したところ、反動で履帯が落下し被災者の頭部に当たった。運転者は有資格者。
2	2	12～13	土木工事業	くい打ち機によるくい打ち作業準備としてドリル接続のためのピンうち作業中に、作業箇所の上方1.5m程度の位置にワイヤーロープでつり上げられていた状態のくい打ち機ハンマー部分（約2.5t）が何らかの理由によりワイヤーロープが切断して落下し、作業の足がかりとしていた部材と当該ハンマー部分等の部品の間に両足を挟まれた。
3	12	10～11	鉄鋼業	解体工 A が長さ1.8mのステンレス製の廃材（重さ150kg）をプラズマ切断し、当該廃材を労働者 B が解体用つかみ機でつかみ、右旋回したところ、別の場所で作業していた被災者の頭部と背部に廃材の一部（重さ85kg）が激突し被災した。労働者 B がつかんだ廃材は、実際は切断しきれておらずつながっている状態であり、旋回中に遠心力で切り離され飛んで行った。
4	9	8～9	建築工事業	地上5階・地下1階の病院（RC造）の解体工事現場において、被災者が湧水を汲み上げるためのホースを調整していたところ、頭部に飛来物が当たり被災した。なお、これまでのところ、飛来物は、ブレーカーにより破碎された基礎底盤と推測される。

## ■車両系建設機械

## 06. 激突され

No	発生日	発生日時	業種	災害の発生概要
1	10	8～9	道路貨物運送業	被災者は、収穫された甜菜（てんさい）を輸送するダンプトラックの運転手である。積み込み先農家の畑内において、他事業場の労働者が運転する専用バケットを装着したホイール式トラクター・ショベルでダンプトラックに甜菜を積み込む作業中、当該ショベルの前方にいた被災者が地面にこぼれ落ちた甜菜を拾おうとしたところ、バケットを下げながら前進してきた当該ショベルのバケットの下敷きとなった。
2	10	10～11	土木工事業	機体重量3.65tのブルドーザーを使用して整地作業を行っていた被災者が、整地箇所から農道へ通じる傾斜11°程度の仮設の通路において、当該ブルドーザーのクローラの下敷きになっているところを発見された。
3	10	6～7	金属製品製造業	作業場に仮置きしてある鋼製の箱（幅61cm、奥行91cm、高さ62cm）に資材を取納するため、事業者がドラグ・ショベルを運転して、玉掛用具によりつり上げて箱を移動させようと、箱の上方にバケットを移動させ、被災者の指示によりバケットを下降させたところ、被災者の頭部にバケットが当たった。なお、被災者は保護帽を着用していなかった。
4	10	14～15	土木工事業	建物新築に伴う外構工事において、ドラグ・ショベル（クレーン仕様ではないもの）で、側溝のコンクリートブロックを吊り込み作業中、ドラグ・ショベルのバケットの直下で、コンクリートブロックを玉掛けしていた被災者が、降下してきたドラグ・ショベルのバケットとコンクリートブロックの間に頭部を挟まれた。

## ■車両系建設機械

### 06. 激突され

No	発生日	発生時間	業種	災害の発生概要
5	7	16～17	その他の事業	道路工事現場において、作業に使用していた <b>ドラグ・ショベル</b> を駐車スペースに移動させていた際、前方にコーン等が配置されていたため、ドラグ・ショベルを後退させたところ、後方にいた交通誘導員に激突し、交通誘導員がドラグ・ショベルの下敷きになった。
6	7	10～11	土木工事業	雨水排水管を敷設するために <b>ドラグ・ショベル</b> で掘削した全長約4m、全幅約1.5m、深さ約2mの溝内において、作業員2名が排水管の埋戻し作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルが掘削溝内へずり落ち、それに気付いた作業員1人は溝内から脱出したが、被災者は土砂に足を取られて動けず、ドラグ・ショベルのバケットが被災者の胸部に激突し、バケットと鋼矢板の間に胸部を挟まれた。(推定含む)
7	2	14～15	土木工事業	斜面に置かれた伐倒木を集積するため、 <b>ドラグ・ショベル</b> のバケットの爪にロープを掛け伐倒木を斜面から引き上げる作業を行っていたところ、その過程で、玉掛けを行う労働者がバケットと接触した。
8	2	16～17	土木工事業	0.1m <sup>3</sup> の <b>掘削用機械</b> を4tトラックの荷台乗せようとしていた。道板は使用していなかった。バケットを地面に接地させアームの力も利用して車体を荷台に走行させようとした。掘削用機械の履帯がトラックの荷台から外れ、掘削用機械が被災者の側に倒れた。被災者がアームの下敷きとなった。
9	1	14～15	土木工事業	推進工法による下水道管設置工事において、深さ約6m、直径3.5mの到達立坑内で既設下水道管の解体作業を行っていた。既設下水道管の下面部分を <b>クラムシェル</b> で地上に引き上げようとしたが、持ち上がらなかったため、クラムシェルのアームを左右に振ったところ、バケットの爪がはずれ、その反動で振り子のように振れたバケット部が被災者の頭部に激突した。
10	1	8～9	建築工事業	被災者は、駐車場整備工事において、 <b>ドラグ・ショベル</b> (以下重機と言う)のフックで吊っていた地面を固めるセメントを入れたフレコンバッグを切るためのカッターナイフを、重機を運転していた同僚(以下、運転者という)に借りようと、重機に近づいたところ、運転者がカッターナイフを被災者に渡そうと左手をのばした際、重機の操作レバーに触れてしまい、重機が動き、フレコンバッグが被災者に激突した。
11	9	8～9	その他の建設業	民家解体工事において、 <b>解体用機械(つかみ機)</b> を用いて廃材の搬出等の作業を行っていたところ、つかみ機の旋回範囲内に被災者がいることに気づかないまま機械を旋回させたため、被災者がつかみ機のアタッチメント先端とブロック塀とに挟まれた。被災者は手作業で、現場内の可燃物等のゴミを集めていた。
12	9	12～13	建築工事業	<b>コンクリートポンプ車</b> (油圧4段屈折式ブーム)を用いて、2階建て建物の屋上部分にコンクリート打設していたところ、コンクリートポンプ車のブームの油圧装置の金属パイプが破損し、油圧装置のオイルが抜けてブームが落下した。この時、屋上でホースの先端を保持していた被災者が落下したブームに激突された。

## ■車両系建設機械

### 07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	災害の発生概要
1	12	20～21	道路貨物運送業	構内において、被災者がコンクリートミキサー車の洗車のため通行していたところ、他の構内下請事業者の労働者が運転する <b>トラクター・ショベル</b> にはねられた。
2	11	12～13	土木工事業	被災者が、売却予定であった <b>ブル・ドーザー</b> の燃料をトラックの荷台に置かれたドラム缶に移す作業を行っていたところ、ブル・ドーザーが動きだし、ブル・ドーザーの左後方角とトラックの左側ドアの間に挟まれた。

## ■車両系建設機械

## 07.はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生日間	業種	災害の発生概要
3	10	12～13	道路貨物運送業	自社倉庫内において、大型トレーラーにバラ積みされた籾殻を下ろし、ホイール式トラクター・ショベルを使用して当該籾殻を倉庫奥に押し込む作業が行われていた。被災者は別の大型トレーラーの運転手であり、倉庫の外で順番待ちをしていたが、何らかの理由により倉庫内に歩いて進入したところ、後進してきたホイール式トラクター・ショベルの後輪に轢かれた。なお、運転していた同僚は無資格であった。
4	7	12～13	土木工事業	圃場（ほじょう）区画整理工事現場において、被災者はブル・ドーザー（機体重量7t）を運転し整地作業中、エンジンを掛けた状態で運転席を降り左側クローラの上に立ったところ、ブル・ドーザーが後進し被災者は地面に墜落、クローラに轢かれた。
5	7	8～9	港湾運送業	物流倉庫内に積まれた粉末の飼料を移動させるため、一番高い位置に上げたトラクター・ショベルのバケットを降下させている時に、近くにいた被災者が運転席前方に入り込み、アームとショベル本体に胸を挟まれた。
6	6	10～11	清掃・と畜業	再生砕石である路盤材の置き場において、路盤材に混入している異物を除去する作業を行っていた被災者が、後進してきたトラクター・ショベル（機体重量3t以上、バケット容量3m <sup>3</sup> ）の右後方タイヤに轢かれた。
7	5	12～13	畜産業	トラクター・ショベルを使用したハッチ（子牛を飼育する木製の小屋）の移動作業において、トラクター・ショベルのバケットを上げ、ハッチをバケットから吊り下げた状態で走行していたところ、タイヤが何かに乗り上げた感触があり、運転者はトラクター・ショベルを停めて、運転席から降りトラクター・ショベルの左側を見ると被災者が倒れているのを発見した。
8	2	10～11	清掃・と畜業	ガソリンスタンドの敷地内において、労働者がトラクター・ショベル（機体重量3t以上）を運転して、寄せ集められた雪を4tトラックへ積み込む作業を一人で行っていた。その作業中、トラクター・ショベルを後退させた際にガタンという音がしたため、運転席から降りて確認したところ、仰向けで地面に倒れている被災者を発見した。
9	7	14～15	土木工事業	0.02m <sup>3</sup> のドラグ・ショベルを用いて深礎工立坑内の地山の掘削作業を行っていた被災者がドラグショベルを後進させたところ、ドラグ・ショベルの走行レバーと切り梁の間に体を挟まれた。走行レバーを倒す体勢で挟まれたため、ドラグショベルは後進を続ける状態となった。
10	7	10～11	土木工事業	漁港沖の作業台船上で消波ブロックの撤去作業中、台船上に仮置きされた消波ブロックの向き調整をドラグ・ショベルで行っていた際、車体を旋回したところ、近くにいた被災者がドラグ・ショベルのカウンターウェイトと船倉内の仕切り壁との間にはさまれた。
11	6	8～9	土木工事業	被災者が法面養生用シートの撤去作業を行っていた際に、背面で地均し作業を行っていたドラグ・ショベルが作業位置を変えるため上部旋回体を90度右旋回したうえで、右方向に横行したところ、横行経路上にいた被災者がドラグ・ショベルの履帯に轢かれた。
12	3	16～17	土木工事業	高速道路に接続するスマートインターチェンジ建設工事現場において、作業員がドラグ・ショベルに轢かれた。
13	2	10～11	農業	ドラグ・ショベルを運転して梅林の整地作業を行って被災者がドラグ・ショベルを後進させたところ、梅木（最大直径22cm）の枝が背部にあたり、当該枝と運転席との間に挟まれた状態で発見された。
14	2	10～11	土木工事業	根継工の床掘作業において、被災者はドラグ・ショベルへの作業指示のため掘削深さ91cmの掘削場所に入った。ドラグ・ショベルの運転手は被災者の手の合図に従い、作業装置を操作しバケットを押し出したところ、バケットの背が被災者を押す形となり、被災者は背後に設けられていたコンクリート壁とバケットの背にはさまれた。

### ■車両系建設機械

#### 07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生日間	業種	災害の発生概要
15	2	10～11	土木工事業	護岸改良工事において、川底の土砂をスコップでドラグ・ショベルのバケットに投入する作業中、運転者がドラグ・ショベルを右旋回させたため、バケットと切梁の間に胸部を挟まれた。
16	1	14～15	土木工事業	工事において、所属事業場の代表者が機体重量16tのドラグ・ショベルを旋回させたところ、掘削溝内にいた被災者が当該ドラグ・ショベルの上部旋回体の右後部と掘削土壁との間にはさまれて被災した。
17	12	10～11	建築工事業	新築マンション外構の駐車場舗装工事において、タイヤローラーによりアスファルトの転圧を行っていたところ、後進してきたタイヤローラーに轢かれた。
18	9	10～11	建築工事業	解体工事において、労働者が解体工事作業中に誘導者の配置及び立入り禁止措置を講じず車両系建設機械（解体用つかみ機）を代表者が運転していた際に発生。代表者が気がついた時には既に当該機械に被災者がつかまっていた。
19	3	16～17	その他の建設業	木造住宅の解体工事現場において、躯体の解体終了後、解体用つかみ機（ドラグ・ショベルにフォーク状のアタッチメントを装着したもの）を用いて、ワイヤーモックにまとめたガラをつり上げようとしたところ、近くで作業していた被災者の頭部をはさんだ。

### ■高所作業車

#### 01. 墜落・転落

No	発生日	発生日間	業種	災害の発生概要
1	7	16～17	輸送用機械等製造業	コンテナ船内で高所作業車を用いて塗装作業中の作業者が、高所作業車ごと5m下のホールド内に転落した。
2	6	12～13	建築工事業	被災者とオペレーターの2名で高所作業車を使用し、ホテル南面の外壁を修繕をしていたところ、搬器の底部が外壁と接触して動かなくなった。そのため、被災者が搬器の外に出て接触箇所を確認しようとしたところ、バランスを崩し約20mの高さから墜落した。
3	2	16～17	その他の建設業	被災者は、高所作業車による作業終了後、高所作業車に取り付けられたタラップを使用して地上に降りる際に、高さ1.2m付近のタラップを踏み外し、コンクリート製地面に転落し、頭を地面に強打した。

### ■高所作業車

#### 07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生日間	業種	災害の発生概要
1	12	14～15	土木工事業	高所作業車（トラック式スーパーデッキ）2台を使用して、隧道補修のための帯鋼板設置作業を行っていた際、作業箇所変更のため、高所作業車の運転者である被災者が、サイドブレーキをかけ、左後輪に車輪止めを置き、アウトリガーを操作していたが、アウトリガーのジャッキを上げたところ、高所作業車が逸走し、もう一台の高所作業車との間に被災者が挟まれた。
2	6	8～9	その他の建設業	飼料バラ出荷場において、天井に仮付された安全柵の本溶接を行うため、被災者含めて3名が、各人それぞれ高所作業車に乗って3箇所に分かれて作業を行っていた。作業員Aが作業の途中、横のエリアを担当していた被災者に作業を行っている様子が無かったため、不審に思って近づいたところ、安全柵と高所作業車のバケットの間に挟まれている被災者を発見した。